

**福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
(福島県高付加価値産地展開支援事業) 事務取扱要領**

(趣 旨)

第1 この要領は、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業のうち、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について（昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達）
- 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）
- 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付要綱（令和8年4月7日付け8農支第216号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）
- 「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日3新食2088号、3農産2897号、3畜産1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知。以下「国事務取扱」という。）

(高付加価値産地計画の提出)

- 第2 国交付等要綱別記4の1(1)エで規定する高付加価値産地協議会の長（以下「協議会長」という。）は、高付加価値産地計画承認申請書（第1号様式）及び国交付等要綱別記4の2の(2)で規定する高付加価値産地計画を福島県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、審査の結果適当と認められるときは、協議会長に対し承認を行うものとする（第2号様式）。

(事業実施計画の提出)

- 第3 事業実施主体は、国交付等要綱別記4の1(1)(推進事業)の取組を実施する場合は、事業実施計画書（国交付等要綱別紙様式1号及び別紙様式1号別添（リース事業計画参考様式））を作成するとともに、福島県高付加価値産地展開支援事業実施計画承認申請書（第3号様式）を添付の上、福島県農林事務所長（以下「所長」という。）を経由し知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業を実施する区域が単一市町村内の場合は、事業を実施する区域の市町村長及び所長を経由し知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

また、事業を実施する区域が福島県農林事務所の管轄する区域を越える場合は、主たる受益地を管轄する市町村長及び所長を経由し知事へ提出し、その承認を受けるものとし、知事は申請書の写し等を他の受益地を管轄する所長及び市町村長に送付するものとする（福島県農林事務所の管轄する区域を越えて事業を実施する者を「広域事業実施主体」という。）。

- 2 事業実施主体は、国交付等要綱別記4の1（2）（整備事業）の取組を実施する場合は、事業実施計画書（国交付等要綱別紙様式1号）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施計画承認申請書（第3号様式）を、施設等の設置地区を管轄する所長を経由し知事へ提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 なお、事業を実施する区域が単一市町村内の場合は、事業を実施する区域の市町村長及び所長を経由し知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

また、広域事業実施主体の場合は、主たる受益地を管轄する所長を経由して知事へ提出し、その承認を受けるものとし、知事は申請書の写し等を他の受益地を管轄する所長及び市町村長に送付するものとする。
- 4 以下の場合、福島県高付加価値産地展開支援事業実施計画承認申請書（第3号様式）と併せて指定様式を提出するものとする。
 - （1）国交付等要綱別表1のⅢの事業実施主体の欄に定める、知事が東北農政局長と協議して認める団体（特認団体）の場合は、第4号様式を提出するものとする。
 - （2）推進事業でのパイプハウスの設置等や整備事業の場合は、国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（参考様式1）、推進事業での農業用機械等のリースの場合は、動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書（参考様式2）を提出するものとする。
 - （3）整備事業で拠点施設を整備する場合は、認定経営革新等支援機関が計画の妥当性及び実効性について確認した認定支援機関確認書（第5号様式）を提出するものとする。
- 5 知事は、整備事業の事業実施計画書の提出を受けた場合は、協議会長に事業実施計画書の写しを送付し、意見を求めるものとする。協議会長は、整備事業の事業実施計画書に対する高付加価値産地協議会の構成員の意見を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し事業実施主体に対し、承認を行うものとする（第6号様式）。
- 7 知事は、広域事業実施主体からの申請について、審査の結果適当と認められるときは、主たる受益地を管轄する所長を経由し事業実施主体に対し承認を行うものとし、通知の写しをその他の受益地を管轄する所長に送付するものとする。（第6号様式）

（補助金の割当内示）

第4 国から補助金の割当内示を受けた農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする（第7号様式の1）。

- 2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体に対し、補助金額を割当内示するものとする（第7号様式の2）。

（補助金交付申請書の提出）

第5 事業実施主体は、第4の2の規定による交付金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに県交付要綱第3条第1項による補助金交付申請書を所長に提出するものとする。

- 2 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第6 所長は、交付対象事業に係る補助金の交付を決定したときは、事業実施主体に対し交付決定通知書（第8号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。

- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを、部長に送付し、部長は協議会長に送付するものとする。
- 3 所長が広域事業実施主体に対し補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを、他の受益地を管轄する所長へ送付するものとする。

（事業の対象）

第7 以下の全てを満たすものを事業対象とする。

- 1 国交付等要綱別表1のⅢ及び別記4に記載の各事業内容の採択要件を満たすもの。
- 2 第3の5及び6により事業実施計画が承認された年度の4月1日以降に着手・着工したもの。

ただし、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（事業の施行）

第8 事業は直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

- 2 請負施行及び代行施行によって事業を実施する場合は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては、その理由、選定方法を明確にした上で、指名競争入札に付するものとする。
- 3 事業の性質等により、上記による施行方法によることが難しい場合には、その理由を明確にした上で他の方法（見積合わせ等）によることができるが、事業費の低減を図るものとする。

(談合等不正行為の防止)

第9 事業実施主体(受託代行者を含む。3から5までにおいて同じ。)は、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知)第45条の2(A)を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

2 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、所長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」(平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

3 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に準じて、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(国交付等要綱別記様式第8号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

4 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度(複数年の場合には初年度)の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書(参考様式3)の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札に参加させないことができる。

5 事業実施主体は、役職員による秘密情報(役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。)の漏えい防止措置(以下「秘密情報漏えい防止措置」という。)を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

6 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

(入札結果報告・着工届)

第10 事業実施主体は、事業にかかる契約をしたときは、所長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工届(県交付要綱第3号様式)により報告するものとする。

2 所長は、前項の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

3 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

(変更届)

第 11 事業実施主体は、県交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、第 3 の規定に準じて行うものとするが、県交付要綱第 4 条第 1 項に規定する軽微な変更を行う場合には、変更届（第 9 号様式）を所長に提出するものとする。

2 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

(国費最終見込額の確定)

第 12 事業実施主体は、1 月 20 日までに国費最終見込額を確定し（やむを得ない理由により金額が変更になる場合を除く）、所長に対して最終見込額届（第 10 号様式）を提出するものとする。

2 所長は、1 の規定による提出を受けたときは、1 月末までに写しを部長に提出するものとする。

3 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

(完了報告書)

第 13 事業実施主体は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）交付事業が完了したときは、しゅん工検査を行い、すみやかにしゅん工届（第 11 号様式）及び県交付要綱第 9 条第 2 項による完了報告書を所長に提出するものとする。

2 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

(実績報告書)

第 14 事業実施主体は、交付事業が完了したときは、県交付要綱第 10 条による補助金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

2 工事を伴う交付事業にあつて、1 の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。

3 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

4 所長は、1 又は 3 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

(事業実施状況報告書)

第 15 所長は、毎年、5 月 10 日までに前年度の事業実績を国交付等要綱別紙様式 8 号別添により作成し、部長に提出するものとする。

(成果確認検査)

第 16 所長は、補助金実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成 6 年 4 月 1 日付け 6 農第 36 号農林水産部長通知）に基づいて行う

ものとする。

(補助金の額の確定)

第 17 所長は、前項の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。補助金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」(昭和 50 年 1 月 27 日付け 50 農林第 1 4 号農地林務部長通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和 51 年 8 月 20 日付け 51 農政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

2 事業実施主体は、第 17 の 1 の規定による額の確定の通知を受けた後において、補助金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、所長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書(県交付要綱様式第 1 号)を県交付要綱第 10 条に準じて提出するものとする。

(1) 所長は、上記 2 に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 17 の 1 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(2) 規則第 17 条及び第 17 条の 2 の規定は、上記 (1) の場合に準用する。

(評価報告書及び改善計画)

第 18 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、国交付等要綱別記 1 の 3 の規定に基づき、目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価し、評価報告書(国交付等要綱別紙様式 11 号)及び報告様式(第 12 号様式)を 5 月末までに所長に提出するものとする。

2 事業実施主体は、目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、目標年度の翌年度から当該成果目標が達成されるまでの間、1 の規定に準じ改善状況を所長へ報告するものとする。

3 所長は、1 及び 2 の規定による提出を受けたときは、8 月末までに写しを部長に提出するものとする。

4 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

5 整備事業において以下に該当する場合は、国交付等要綱別記 4 の 3 (4) カの規定に基づき、事業実施主体は改善計画(国交付等要綱別紙様式 12 号)を作成し、所長に提出するものとする。なお、提出方法時期及び提出先については、1～4 の規定に準ずる。

(1) 施設等の利用率及び稼働率のうち、いずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

(2) 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

6 改善計画を作成した事業については、改善計画の達成が見込まれるまでの間、交付事業者は改善状況の報告をし、所長は事業実施主体に対して強力に指導するものとする。

(財産の処分等)

第 19 事業実施主体は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等しようとする場合には、国事務取扱による各申請書を、所長を経由して知事に提出するものとする。

2 広域事業実施主体は、主たる受益地を管轄する所長に提出するものとする。

3 この場合の各様式は、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ」を「福島県高付加価値産地展開支援事業」と読み替えるものとする。

4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(事業名等の表示)

第 20 本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

附 則

1 この事務取扱要領は、令和 8 年 4 月 7 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。

2 この要領の施行に伴い、福島県高付加価値産地展開支援事業事務取扱要領（令和 3 年 8 月 18 日付け 3 農支第 2007 号農林水産部長通知。）は廃止する。

3 この要領による廃止の前の福島県高付加価値産地展開支援事業事務取扱要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。